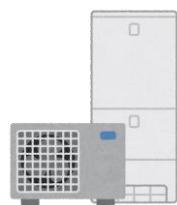


令和8年度 高砂市既存住宅省エネ化促進事業

補助対象となる改修工事の例

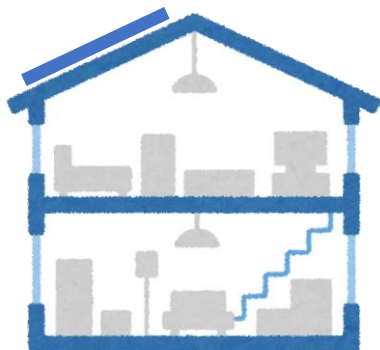


- ・高断熱浴槽
- ・節湯水栓



- ・燃料電池システム
- ・高効率給湯機
- ・コージェネレーション設備
- ・蓄電池

- ・太陽熱利用システム



- ・LED照明
- ・外壁、屋根、床の断熱化



- ・窓の断熱化



- ・ドアの断熱化

省エネ改修すると・・・

- ・ヒートショックのリスク軽減
- ・住まいの快適性向上
- ・光熱費や環境負荷の削減



高砂市マスコットキャラクター
ぼっくりん

補助対象者

補助対象住宅の所有者

補助対象住宅

高砂市内にある既存の戸建て住宅

※現状、省エネ基準に適合していないもの

※耐震性が確保されているもの(改修後に耐震性が確保されるものを含む。)

補助対象となる省エネ改修工事

全体改修

改修後の住宅全体が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の第三者評価を受けるもの

部分改修

複数の開口部を含む工事(改修部分が省エネ基準又はZEH水準の仕様基準に適合していること)

補助対象経費

省エネ設計に要する経費

- ・省エネ改修のために必要な調査、設計、計画
- ・BELS等の第三者評価の取得

省エネ改修工事に要する経費

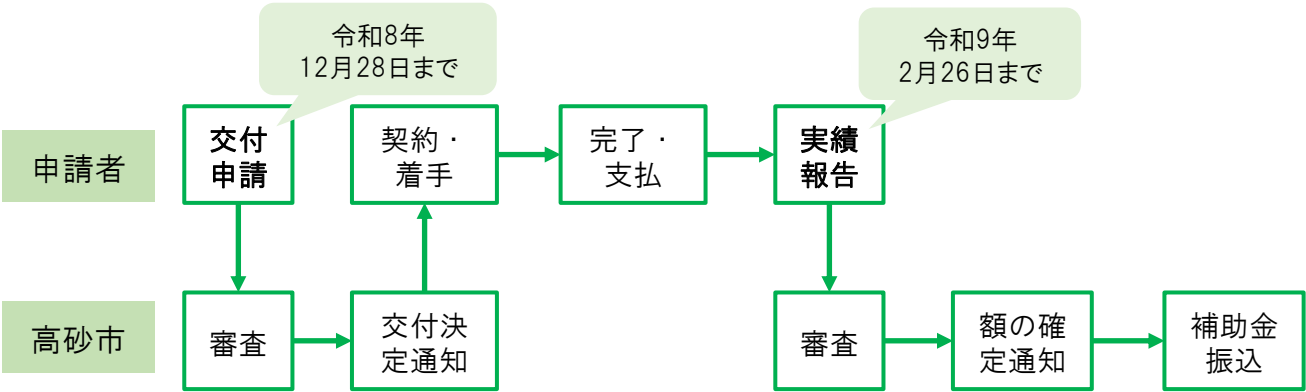
- ・開口部や躯体等の断熱化工事
 - ・設備の効率化※に係る工事
- ※設備の効率化に係る経費は、開口部や躯体等の断熱化に係る経費を上限とします。

補助率・補助上限額

改修後の省エネ性能	補助率	補助上限額
省エネ基準	40%	30万円
ZEH水準	80%	70万円

※部分改修において省エネ基準とZEH水準が混在する場合は、省エネ基準の補助率及び補助上限額とします。

手続きの流れ



※必ず交付決定通知後に省エネ設計・改修工事の契約を行ってください。(契約済みの工事は、補助対象外です。)

申請受付期間

令和8年5月7日(木)～令和8年12月28日(月)

- ※予算額に達した時点で受付を終了いたします。
- ※申請前に工事等の契約・着工はしないでください(交付決定後でないと補助が受けられません)

問い合わせ

高砂市 都市創造部 建築住宅課

079-443-9035 受付時間:8:30～17:15
(土曜、日曜、祝日除く)

※制度の詳細については、ホームページをご覧ください。

